#### 附則

# (適用時期)

条 この告示は、 平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、 次に掲げる規定は同年四月一日から適用する。

第一条及び第三条の規定

第四条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第

七条第五項第二号の改正規定

(銀行法第十四条の二の規定に基づき、 銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

等の一部を改正する告示の一部改正)

基準等の一部を改正する告示 銀行法第十四条の二の規定に基づき、 (平成二十五年金融庁告示第六号) の一部を次のように改正する。 銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための

附則第三条第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改め、 同条第四項及び第五項中「第十二条第二項」 を 「第十二条

第四項」に改め、 同条第七項中「第十二条第三項」を「第十二条第六項」に改め、同条第十二項中「第十二条第四項」を「第十二条第八項」に

改める。

準等の一部を改正する告示(平成二十五年金融庁告示第六号)(附則第二条関係)○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基

(資本調達手段に係る経過措置) 改 正 案
第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の
適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧銀行告示」とづき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が
銀行が発行したものに限る。)であって第一条の規定による改正後いう。) 第二十八条又は第四十条に定める非累積的永久優先株 (
に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するたの銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等
めの基準(以下「新銀行告示」という。)第二十八条第四項又は第
四十条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの(適用日
前に発行されたものに限り、次条第一項に定めるものを除く。以下
て「適格旧非累積的永久優先株」という。)の額については、適用この項、第三項並びに附則第七条第二項及び第十二条第二項におい
げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額(日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲
適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。)に同表の
下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示

第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目 額に算入することができる。

### 表

2 する日までの間は、 当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年に 項又は次条第一項に定めるものを除く。 に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における新 号若しくは第四十一条第 旧資本調達手段に係る基準額 じて得た額とする。 なった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗 額又は貸借対照表計上額に、 での期間が五年以内になったものについては、 則第七条第二項及び第十二条第二項において「適格旧資本調達手段 イに規定する算出基準日をいう。 示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告 ずれにも該当しないもの という。 行告示第二十九条第 額 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目 一十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式 又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であって新銀行告 (適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第四 の額 (償還期限の定めがあり、 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 については、 一項第五号若しくは第四十一条第一項第五号 一項 (適用日前に発行されたものに限り、 算出基準日 第四号に掲げる期限付劣後債務又は (適用日における適格旧資本調達手段 次条第一 適用日から起算して十年を経過 以下この項、 (新銀行告示第四条第一号 項において同じ。)から か 連結貸借対照表計上 つ、 当該償還期限ま 次項並びに附 適格 銀 前 行 旧  $\mathcal{O}$ 示 2

二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎 額に算入することができる。 項 目

0

#### 表 略

0)

の額 項又は次条第一項に定めるものを除く。 に掲げる期限付優先株に該当するものの額が 号若しくは第四十一条第 旧資本調達手段に係る基準額 する日までの間は、 当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年に 額又は貸借対照表計上額に、 での期間が五年以内になったものについては、 則第七条第二項及び第十二条第一項において「適格旧資本調達手段 第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式 銀行告示第二十九条第 じて得た額とする。 なった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗 いずれにも該当しないもの 示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告 イに規定する算出基準日をいう。 という。 額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であって新銀行 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的 (適格旧資本調達手段のうち旧銀 )の額 (償還期限の定めがあり、 次の については、 一項第五号若しくは第四十一条第一 表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は (適用日前に発行されたものに限り、 算出基準日(新銀行告示第四条第一号 (適用日における適格旧資本調達手段 次条第一項において同じ。 適用日から起算して十年を経過 行告示第二十九条第 以下この項、 適用日における新銀 か 。 つ、 連結貸借対照表計上 当該償還期限ま 次項並びに 項第五 )から 項第四 適格 項 前

第一 を超えない部分の額を、 該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得 号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに 上回る場合には、 除額を控除して得た額とする。 号までに掲げるものに該当するものの額 当する額を控除した額 付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相 除した額 号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控 に掲げる額の合計額を控除した額又は新銀行告示第四十条第一項各 式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 告示第二十八条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号 に相当する額を上回る場合には、 項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五 (以下この項において「コア資本の額」という。) の二分 かつ、 )をいう。 当該旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五 適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条 (以下この項において「控除額」という。) )に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額 新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算 )が適用日におけるコア資本の 当該期限付劣後債務又は期限 (控除額がある場合には控 額を

## 3 (略)

表

を判断するための基準(以下「旧持株告示」という。) 第十七条に産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうか基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資基 第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に

た額とする。)をいう。 該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得 号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに 除額を控除して得た額とする。)が適用日におけるコア資本の額 号までに掲げるものに該当するものの額 第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第 当する額を控除した額 付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に の一に相当する額を上回る場合には、 除した額 号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控 に掲げる額の合計額を控除した額又は新銀行告示第四十条第 を超えない部分の額を、 上回る場合には、当該旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第 を控除し、 告示第二十八条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号 式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 (以下この項において「コア資本の額」という。) の二分 かつ、 適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九 (以下この項において「控除額」という。 )に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額 新銀行告示第二十五条又は第三十七条の筧 当該期限付劣後債務又は期限 (控除額がある場合には 項各

### 表 (略)

3

(略)

を判断するための基準(以下「旧持株告示」という。)第十七条に産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうか基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資基二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に

優先株の額をいう。 積的永久優先株に係る基準額 及び第十二条第四項において に定めるものを除く。 新持株告示」という。 株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、 行が発行したものに限る。) 係る基礎項目の額に算入することができる に該当しないもの 定める非累積的永久優先株 間 充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 は、 ・部分の額を、 額については、 第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 (適用日前に発行されたものに限り、 新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超 適用日から起算して十五年を経過する日まで 以下この項、 )第十七条第四項の強制転換条項付優先株式 (銀行持株会社又はその子会社である銀 であって第二条の規定による改正後の 「適格旧非累積的永久優先株」という (適用日における適格旧非累積的永久 第六項並びに附則第七条第四項 銀行持株会社が銀行持 次条第二項 適格旧非累 ( 以 下

5 兀 該当しないもの 0 目 五年以内になったものについては、 項及び第十二条第四項において「適格旧資本調達手段」という。 普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも  $\mathcal{O}$ 一項に定めるもの 額に含まれる資本調達手段であって新持株告示第十七条第三項 持株告示第十四条の算式における基本的項目の額又は補完的項 (償還期限の定めがあり、 (適用日前に発行されたものに限り、 を除 以下この項、 カュ 連結貸借対照表計上額に、 ~ つ、 当該償還期限までの期間が 次項並びに附則第七条第 前項又は次条 算出

5

の間は、 えない部分の額を、 優先株の額をいう。 積的永久優先株に係る基準額 及び第十二条第二項において「適格旧非累積的永久優先株」という の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、 係る基礎項目の額に算入することができる。 に定めるものを除く。 に該当しないもの 新持株告示」という。) 第十七条第四項の強制転換条項付優先株式 行が発行したものに限る。) 定める非累積的永久優先株 の額については、 第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 (適用日前に発行されたものに限り、 )に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超 新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に 以下この項、 適用日から起算して十五年を経過する日まで (銀行持株会社又はその子会社である銀 であって第二条の規定による改正 (適用日における適格旧非累積的永久 第六項並びに附則第七条第四項 銀行持株会社が銀行 適格旧: 次条第二項 ( 以 下 非累 一後の

四項及び第十二条第 第 該当しないもの の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式の 目 五年以内になったものについては、 の額に含まれる資本調達手段であって新持株告示第十七条第三項 旧持株告示第十四条の算式における基本的項目の額又は補完的 一項に定めるものを除く。 額 (償還期限の定めがあり、 (適用日前に発行されたものに限り、 |項において「適格旧資本調達手段」という。 以下この項、 カコ 連結貸借対照表計上額に、 つ、 当該償還期限までの期間 次項並びに附則第七条第 前項又は次条 いずれにも 算出 項

基準日 項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日におけ のに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除し 得た額とする。 段のうち旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げる に 該 項各号に掲げる額の合計額を控除した額 ち 適用日における適格旧資本調達手段の額 欄に掲げる期間の区分に応じ、 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、 間 該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期 ア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 た額を超えない部分の額を、 て得た額とする。 ものに該当するものの額 ア資本の る新持株告示第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第一 当該旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるも 当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当 おいて「控除額」という。 コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額 旧 の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。 持株告示第十八条第 項 (新持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。 額 において同じ。 という。 )が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には をいう。 )の二分の一に相当する額を上回る場合には 一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は同 (控除額がある場合には控除額を控除して から当該償還期限までの期間の日数を当 )を控除し、 新持株告示第十四条の算式におけるコ に同表の下欄に掲げる率を乗じて得 適格旧資本調達手段に係る基準額 (適格旧資本調達手段のう (以下この項において かつ、 適格旧資本調達手 )については、 第二項の表の上 (以下この項 「コ 次

間

ア資本に係る基礎項目の て得た額とする。 のに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除 得た額とする。 段のうち旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げる において「控除額」という。 該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額 ア資本の額」という。)の二分の一に相当する額を上回る場合に 項各号に掲げる額の合計額を控除した額 項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日に ち旧持株告示第十八条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は 欄に掲げる期間の区分に応じ、 該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの た額を超えない部分の額を、 ものに該当するものの額 る新持株告示第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同 適用日における適格旧資本調達手段の額 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、 条第二項において同じ。 基準日 当該旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるも 当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当 の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。 (新持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。 )が適用日におけるコア資本の額を上回る場合に をいう。 額に算入することができる。 (控除額がある場合には控除額を控除して から当該償還期限までの )を控除し、 )に同表の下欄に掲げる率を乗じて得 新持株告示第十四条の算式における 適格旧資本調達手段に係る基準額 (適格旧資本調達手段の (以下この項におい かつ、 適格旧資本調達手 ) については 期間 第二項の (以下この項 の日 L数を当 表の · \_ [条第] お 次

7

までの 資本調達手段に係る基準額 還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった 出基準日(新信金告示第二十一条第一号イに規定する算出基準日を 適当であるかどうかを判断するための基準 くは第十四 た額とする。 日 定めがあり、 六項において「適格旧資本調達手段」という。)の額(償還期限 は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しない 三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四項又 完的項目の額に含まれる資本調達手段であって新信金告示第四条第 いう。) 第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は 金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が て準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、 . う。 から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得 第三条の規定による改正 (適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第 ついては、 間は、 (適用日前に発行されたものに限り、 第十項、 以下この項、 [条第 かつ、 第 については、 次条第三項及び第五項において同じ。)から当該償 連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、 項 項 当該償還期限までの期間が五年以内になったも 第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信金告示 の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 次項並びに附則第七条第六項及び第十二条第 前 (適用日における適格旧資本調達手段の 適用日から起算して十年を経過する日 の信用金庫法第八十九条第一 次条第三項に定めるもの (以 下 信用金庫及び信用 「旧信金告示\_ 項第四号若し 項におい 適格旧 \_ と 算

> 6 略

7

いう。 を除く。 もの 資本調達手段に係る基準額 出基準日(新信金告示第二十一条第一号イに規定する算出基準日 のについては、 適当であるかどうかを判断するための基準 て準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、 くは第十四 額 までの間は、 た額とする。 日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得 還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった 定めがあり、 三項において「適格旧資本調達手段」という。 は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しな 三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四 完的項目の額に含まれる資本調達手段であって新信金告示第四条第 いう。) 第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は 金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況 第三条の規定による改正 (適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第 (適用日前に発行されたものに限り、 第十項、 以下この項、 条第 )については、 かつ、 第一 次条第三項及び第五項において同じ。)から当該償 連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、 一項の 項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信金告 当該償還期限までの期間が五年以内になったも 表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 次項並びに附則第七条第六項及び第十二条第 前 (適用日における適格旧資本調達手段 適用日から起算して十年を経過する日 の信用金庫法第八十九条第一 次条第三項に定めるもの ( 以 下 )の額 信用金庫及び信 「旧信金告示」と 項第四号若 (償還期限 項に 適格旧 |項又 お 算

げる額の合計額を控除した額又は新信金告示第十三条第一項各号に を超えない部分の額を、 た額とする。 該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得 五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに には控除額を控除して得た額とする。)が適用日におけるコア資本 ら第五号までに掲げるものに該当するものの額 示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号か 務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の 掲げる額の合計額から新信金告示第十三条第二項各号に掲げる額 優先出資に該当するものの額が適用日における新信金告示第四条第 第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付 合計額を控除した額 一分の一に相当する額を控除した額 という。)を控除し、 項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第四条第二項各号に掲 額を上回る場合には、 の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債 をいう。 (以下この項において「コア資本の額」という 当該旧信金告示第五条第一項第三号から第 かつ、 )に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額 新信金告示第二条又は第十一条の算式にお 適格旧資本調達手段のうち旧信金告 (以下この項において「控除額 (控除額がある場合

# 8~11 (略)

けるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

き、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づ12 第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法

二分の一に相当する額を控除した額(以下この項において「控除 を超えない部分の額を、 該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得 五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに の額を上回る場合には、 には控除額を控除して得た額とする。)が適用日におけるコア資 ら第五号までに掲げるものに該当するものの額 」という。)を控除し、 務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額 掲げる額の合計額から新信金告示第十三条第二項各号に掲げる額 げる額の合計額を控除した額又は新信金告示第十三条第一項各号に 優先出資に該当するものの額が適用日における新信金告示第四条第 けるコア資本に係る基礎項目 た額とする。 示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一 合計額を控除した額 第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付 )の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債 項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第四条第二項各号に掲 をいう。 (以下この項において「コア資本の額」という 当該旧信金告示第五条第一項第三号から第 かつ、 )に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額 新信金告示第二条又は第十一条の算式に の額に算入することができる。 適格旧資本調達手段のうち旧信金告 (控除額がある場合 項第三号か

# 8~11 (略)

き、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づ12 第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法

数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限 以下この項、 用 条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの 第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三 資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断 関する法律第六条第一 段であって第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手 照らし自己資本の での期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。 するための基準 定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する (新信組告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日を 0 日 て「適格旧資本調達手段」という。)の額 次条第六項において同じ。 うち 前 |欄に掲げる期間の区分に応じ、 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、 連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準 に発行されたものに限り、 ( 以 下 [用日における適格旧資本調達 旧 当該償還期限までの期間が五年以内になったものについ 信組告示第五条第 次項並びに附則第七条第九項及び第十二条第八項にお 旧 (以 下 信組 充実の状況が適当であるかどうかを判断するため 項において準用する銀行法第十四条の二の規 告示」という。) 新 信組告示」 一項第四号若しくは第十四 から当該償還期限までの期間 次条第六項に定めるものを除 手段の という。)第四条第三項又は 適格旧資本調達手段に係る基 第二条又は第十一条の算式 額 (償還期限の定めが (適格旧資本調達手 条第 第二項 ) につい 「項第 0 (適 日 0 H あ

表の上 ては、 う。 ては、 り、 段のうち 以下この項、 用日前に発行されたものに限り、 第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三 関する法律第六条第一 段であって第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手 照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため での期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。 数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限 条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの するための基準 資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判 定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する (新信組告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日 基準 額 て「適格旧資本調達手段」という。)の額 次条第六項において同じ。 か (適用日における適格旧資本調達手段 連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、 ~ つ、 一欄に掲げる期間の 適用日から起算して十年を経過する日 以下 旧 当該償還期限までの期間が五年以内になったものに 信組告示第五条第 次項並びに附則第七条第九項及び第十二条第四項に 旧 (以 下 信組告示」という。) 項において準用する銀行法第十四条の 「新信組告示」という。) 区分に応じ、 項第四号若しくは第十四 から当該償還期限までの 次条第六項に定めるものを除 適格旧資本調達手段に係る基 第二条又は第十一条の算式 0 までの間は、 額 (償還期限の定めが (適格旧資本調達手 第四条第三項又は 算出基 条第 )につ 期 間 二の規 項第 うい 項 を 準  $\mathcal{O}$ 日 日

1

 $\mathcal{O}$ 

第 得た額とする。 ものに該当するものの額 から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げる を控除した額 に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額 以下この項において「コア資本の額」という。)の二分の一に相当 新信組告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額 四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信組告示第五条第一項第五号若 する額を上回る場合には、 した額又は新信組告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から 合計額から新信組告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除 しくは第十四 旋項目の 当該旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条 の額が適用日における新信組告示第四条第一項各号に掲げる額の 新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基 に同 項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。)をいう 適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一 額に算入することができる。 .表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を 条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するも (以下この項において「控除額」という。) を控除し )が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には (控除額がある場合には控除額を控除して 当該期限付劣後債務又は期限付優先出資 項第三号

0

第一 礎項目の 当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。 得た額とする。 ものに該当するものの額 する額を上回る場合には、 四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信組告示第五条第一 から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げる を控除した額 に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額 以下この項において「コア資本の額」という。)の二分の一に相当 新信組告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額 合計額から新信組告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除 しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するも した額又は新信組告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から かつ、 当該旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四 新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基 の額が適用日における新信組告示第四条第一項各号に掲げる額 に同 項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から 適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一 額に算入することができる。 .表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額 (以下この項において「控除額」という。) を控除 が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には (控除額がある場合には控除額を控除して 当該期限付劣後債務又は期限付優先出資 項第五号若 項第三号 をいう

略

13

13

略